平成２４年（フ）第１６号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目545番地　板倉荘201号、住民票上の住所埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目545番地　板倉荘２階３号室
債務者　弓田　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
千葉県旭市鏑木1983番地
債務者　平野　　曄
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５９号
千葉県山武郡大網白里町池田143番地
債務者　佐瀬　謙太
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８２号
新潟県見附市上新田町429番地26
債務者　横田　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３４０５号
札幌市北区北21条西７丁目１番32―207号
債務者　廣川　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２８号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―206号
債務者　本田　道史
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２９号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―206号
債務者　本田　順子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５５４号
札幌市南区川沿15条２丁目10番30―705号
債務者　山崎　志織（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８４号
札幌市清田区北野１条１丁目３番８号　セントハイツＮｏ．２―101号
債務者　青木　昭一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８５号
札幌市清田区北野１条１丁目３番８号　セントハイツＮｏ．２―101号
債務者　青木田鶴子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９７号
札幌市豊平区平岸１条６丁目２番11号　平岸第一マンションＥ―10号
債務者　山田　宏一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１３号
札幌市白石区東札幌３条３丁目１番14号201号
債務者　生出真起子（旧姓嵐）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４号
札幌市東区北23条東13丁目１番１―101号
債務者　青山美由紀
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
札幌市西区福井１丁目19番３号
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５号
北海道石狩市花川南６条１丁目11番地１　グリーンコート花川Ｄ―203
債務者　西野友佳子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
札幌市東区北36条東17丁目１番38―303号
債務者　芳賀セイ子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３号
札幌市東区北36条東３丁目２番15号　ハイツ大越５号
債務者　河村　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
札幌市北区百合が原６丁目１番７号　ウィルモア百合が原202号
債務者　川口めぐみ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで札幌地方裁判所民事第４部